

背景

近年、金沢市でも局所的な集中豪雨による都市型水害が増加している。

このような都市型水害の発生を防止するためには、河川や下水道整備を中心とした治水対策に加え、雨水の貯留・浸透など流域対策に取り組むとともに、土地利用対策や減災対策などのソフト対策にも取り組む必要があります。



平成5年頃



平成16年頃

都市化の
進む金沢市

～これまでの取り組み～

治水対策
(河川・下水道の整備)

- ・都市化の進展に追いつかない
- ・多額の費用と年月が必要

開発行為等における
流出抑制

- ・小規模開発には抑制策がない
- ・舗装やコンクリートにより雨が染み込みにくい

水防活動
(行政主導)

- ・行政と地域の連携強化が必要
- ・市民、事業者の水防意識の向上

頻発する局所的な豪雨による都市型水害への対応が困難

治水対策の推進

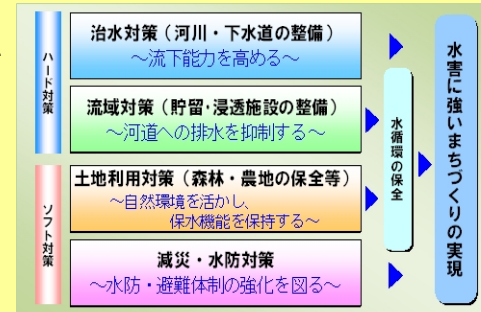


金沢市の取り組み

金沢市では平成21年、「金沢市総合治水対策の推進に関する条例」を制定し、水害に強いまちづくりに向けて、総合治水対策を推進しています。

(1) 基本理念

安全で安心な都市環境の形成を目指し、市・市民・事業者が協働して、雨水の有効利用や地下水の涵養(かんよう)を図り、豊かな水資源及び良好な水循環の保全にも配慮した総合治水対策に取り組み、水害に強いまちづくりを推進します。



(2) 基本計画

10年に一度の大雨(時間雨量55mm)に対する浸水被害の発生及び拡大の防止を図ることを基本方針とします。

(3) 基本施策

(3) - 1 治水対策の推進(河川・下水道の整備)

- ・河川及び下水道その他の排水施設の整備促進
- ・水門管理体制の強化、水門改良その他内水管理強化



(3) - 2 流域対策の推進(雨水流出抑制施設設置等)

- ・公共施設への整備促進
- ・開発行為等における整備誘導
- ・建築・大規模修繕における整備誘導
- ・屋外駐車場設置における整備誘導



(3) - 3 土地利用対策の推進

- ・森林・農地の保全等
- ・緑化の推進等

(3) - 4 減災・水防対策の推進

- ・水防体制強化
- ・情報伝達体制構築
- ・水防意識向上



(4) 総合治水対策推進協議会

学識経験者、市民、事業者及び関係行政機関の職員による協議会を設置します。

